

**仁淀川下流衛生事務組合衛生センター建設工事  
公募型指名競争入札に係る公募要領**

**令和 7 (2025) 年 10 月**

**仁淀川下流衛生事務組合**

## 目 次

はじめに.....	1
<b>第1章 建設工事の概要.....</b>	<b>2</b>
第1節 事業者.....	2
第2節 工事名.....	2
第3節 工事場所.....	2
第4節 工事場所の立地条件.....	2
第5節 工期.....	3
第6節 計画施設の種類.....	3
第7節 計画施設の概要.....	3
第8節 工事範囲.....	4
第9節 請負業者の決定方法.....	4
<b>第2章 業者選定手続きのスケジュール.....</b>	<b>5</b>
第1節 業者選定手続きの流れ.....	5
第2節 業者選定手続きのスケジュール.....	5
<b>第3章 応募者の参加資格要件及び指名審査.....</b>	<b>6</b>
第1節 参加資格要件.....	6
第2節 応募に関する留意事項.....	7
第3節 入札に関する手続き.....	8
<b>第4章 建設工事の条件等.....</b>	<b>22</b>
第1節 工事提案に関する条件.....	22
第2節 予測されるリスクの責任分担.....	22
第3節 第三者賠償保険への加入.....	22
第4節 工事再委託の禁止.....	22
<b>第5章 提出書類の審査と入札参加者の決定.....</b>	<b>23</b>
第1節 入札指名業者審査委員会の設置.....	23
第2節 審査及び入札参加者の指名.....	23
<b>第6章 契約の締結.....</b>	<b>24</b>
<b>第7章 事務局.....</b>	<b>25</b>

## はじめに

仁淀川下流衛生事務組合(以下「本組合」という。)が管理・運営するし尿処理施設「仁淀川下流衛生事務組合衛生センター」(以下「現施設」という。)は、昭和 55 年 8 月より供用開始した計画処理量 120kL/日(し尿 : 80kL/日、浄化槽汚泥 : 40kL/日)の施設である。現施設は、平成 10~11 年度に汚泥再生処理センターとしてリニューアルを行い、さらに平成 27 年度より焼却設備を休止するのに伴い、し渣搬出設備の改造と高濃度脱臭設備を新たに設置し、現在に至っている。

本組合では、必要に応じて現施設の点検、整備等を行い、施設の保全と機能維持に努めてきたところであるが、昭和 55 年の供用開始後 40 年あまりを経過した現施設は、人口の減少及び公共下水道及び農業集落排水施設の普及等の要因による搬入量の減少とともに、し尿汲み取り便槽もしくは単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替え等により、し尿比率が低下していること、及び当初に計画したし尿等の処理量や性状に変動(希薄化)等が生じており、施設の運転管理に少なからず影響を及ぼしていることから、老朽化に加え、今後長期にわたり安定した処理が懸念される状況である。また、現施設の老朽化の進行状況やし尿処理施設の一般的な耐用年数を勘案すると、施設の更新を速やかに行うことが必要となっている。

以上のような背景のもと、本組合は、し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水処理汚泥等(以下「し尿等」という。)の適正処理の安定的な維持と循環型社会形成のさらなる推進を目指すため、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金」の交付を受け、現施設を更新し、し尿等を処理するとともに資源を回収し、循環型社会形成に資する施設として有機性廃棄物リサイクル推進施設である汚泥再生処理センター(以下「計画施設」という。)を、現施設敷地及び南側に隣接する新規用地(以下「事業予定地」という。)に整備するものである。

計画施設はプラントメーカー各社の技術的なノウハウで構成される施設であることから、発注にあたっては設計・施工一括発注方式(性能発注方式)を採用することとしており、本組合ではこれを踏まえ、本事業の業者選定は、より競争的な入札としていくために公募型指名競争入札により行うものとした。

ここでいう公募型指名競争入札方式とは、本組合が計画施設の建設工事において、技術提案書の提出希望者を公募し、所定の資格要件を満たす応募者から技術提案書の提出を受け、その内容について評価を行い、建設工事への適合性の有するものの中から入札により請負業者を決定する方式である。

仁淀川下流衛生事務組合衛生センター建設工事公募型指名競争入札に係る公募要領(以下「公募要領」という。)は、本組合が建設工事の請負業者選定手続き(以下「業者選定手続き」という。)に係る参加意思の確認及び技術提案書等の徵取を行うにあたり、業者選定手続きに参加しようとする者に配布するものである。業者選定手続きに参加しようとする者は、公募要領の内容を踏まえ、必要な書類の提出を行うものとする。

# 第1章 建設工事の概要

## 第1節 事業者

仁淀川下流衛生事務組合

## 第2節 工事名

仁淀川下流衛生事務組合衛生センター建設工事（以下「建設工事」という。）

## 第3節 工事場所

高知県土佐市高岡町甲地内

## 第4節 工事場所の立地条件

### 1) 敷地面積

約 8,800 m<sup>2</sup>

### 2) 周辺状況

事業予定地周辺には以下の施設及び住宅地が存在し、環境影響（騒音・臭気・車両動線）への配慮が求められる。

- (1) 南側 約 60mに保育園(第2種地域)
- (2) 北側 約 70mに学校給食センター
- (3) 北東側 約 50mに住宅地（約 20戸）
- (4) 北西側 約 180mに住宅地（約 10戸）

### 3) 地形・地質

事業予定地は、現施設敷地及び南側に隣接する新規用地であり、新規用地はこれまで農用地として利用されていた土地である。現施設敷地と新規用地は高低差があるため、新規用地を現施設敷地と同等レベル（FH+8.5m）に造成して建設工事を行うものとする。

建設予定地の支持層は、砂岩泥岩の互層であるが表層から深度 19~30mの範囲で不陸していることが推測されており、計画施設の設計及び施工の際には、地質調査を実施し支持層を確認することが必要である。

### 4) 都市計画事項等

都市計画区域 区域内

※市街化区域、市街化調整区域の指定はなし。（線引きなし）

- (1) 用途地域 指定なし
- (2) 防火区域 指定なし
- (3) 高度地区 指定なし
- (4) 建ぺい率 70%
- (5) 容積率 200%
- (6) 緑化率 開発区域面積の 3%以上

## 第5節 工期

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度予定（5ヶ年継続事業）

着工予定：令和8年 月（本契約の締結日から）

竣工予定：令和13年3月31日

## 第6節 計画施設の種類

有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）

## 第7節 計画施設の概要

計画施設の概要を以下に示す。

### 1) 計画処理量

し尿	: 7 kℓ/日
浄化槽汚泥	: 78 kℓ/日 (農業集落排水汚泥を含む)
	85 kℓ/日

### 2) 処理方式

(1) 水処理方式：生物学的脱窒素処理方式（標準脱窒素方式を除く）

汚泥再生処理センター性能指針の「水処理設備の性能に関する事項」に適合している設備・技術によって、し尿等を処理する。

(2) 資源化方式：助燃剤化方式

汚泥再生処理センター性能指針の「資源化設備の性能に関する事項」に適合している設備・技術によって、し尿等または水処理設備から発生する汚泥を資源化（助燃剤化方式）する。

### 3) 水処理性能

(1) 放流水量 極力低減を図るものとする。

(2) 放流水質

項目	基準値
pH	5.8～8.6
BOD	10 mg/L 以下
COD	30 mg/L 以下
浮遊物質	10 mg/L 以下
全窒素	10 mg/L 以下
全リン	1 mg/L 以下
色度	30 度以下
大腸菌数	400 CFU/ml 以下

### 4) 助燃剤等の処理・処分方法

(1) し渣 含水率60%以下に脱水後場外搬出する。

- (2) 助燃剤 含水率70%以下に脱水後場外搬出し、ごみ焼却施設に投入する。  
(搬出先の施設稼働状況により、堆肥の原料として一部民間委託する場合あり)

#### 5) 構造

処理棟管理棟一体型、地上2階・地下1階

鉄筋コンクリート造もしくは鉄筋コンクリート造(地下)+鉄骨造(上屋)

#### 6) し尿等処理設備の構成

受入貯留設備、主処理設備、高度処理設備、消毒・放流設備、資源化設備、脱臭設備、取排水設備、電気・計装設備、水槽設備

### 第8節 工事範囲

建設工事の範囲を以下に示す。なお、詳細については、技術提案仕様書に示すとおりである。

- (1) 計画施設の実施設計及び詳細設計
- (2) 建築確認申請等の各種許認可申請代行
- (3) 交付金申請手続に関する資料の作成
- (4) 施設設置届等に関する資料の作成
- (5) 計画施設の建設工事の施工及び施工管理
- (6) 付帯施設等の整備
- (7) 敷地造成設計に変更が生じた場合の変更協議申請及び関係資料の作成・修正
- (8) 土壤汚染対策法に基づく届出
- (9) 四国電力との協議
- (10) 計画施設の試運転及び運転指導
- (11) 計画施設の性能確認及び引渡し
- (12) 予備品、消耗品の納入
- (13) 契約不適合責任期間中の契約不適合の改善、補修
- (14) 現施設の解体・撤去
- (15) 本組合が行う近隣対応への協力

### 第9節 請負業者の決定方法

参加資格及び技術提案書の審査を通過した者による競争入札方式。

## 第2章 業者選定手続きのスケジュール

### 第1節 業者選定手続きの流れ

#### 1) 実施の公告

建設工事の業者選定にあたり、参加者を公募し、参加表明書、参加資格審査申請書及び関係書類を徴取する。

#### 2) 参加資格審査

参加表明書、参加資格審査申請書及び関係書類により、応募者が公募要領(第3章第1節参加資格要件)を満たしているかどうかの審査を行う。資格要件を具備している者には技術提案書の提出を要請する。

#### 3) 技術提案書の審査

応募者より提出された技術提案書について、公募要領(第4章技術提案書の審査基準)に基づき、内容等の審査を行う。審査の結果、所定の評価点数を獲得し、建設工事への適合性を有するものと認められる技術提案書の提出者を、建設工事の入札参加者として認定する。

#### 4) 入札、契約

入札参加者として認定された者による競争入札で、落札者となった者は本組合議会の承認を得て建設工事の請負契約を締結する。

### 第2節 業者選定手続きのスケジュール

建設工事に係る公告から契約までのスケジュールを以下に示す。

	内 容	期 間
1	公募要領公表（公告）	令和7年10月1日（水）
2	公募要領に関する質問の受付	令和7年10月6日（月）～10月8日（水）
3	公募要領に関する質問の回答	令和7年10月14日（火）
4	参加表明書及び参加資格確認申請書の受付	令和7年10月14日（火）～10月17日（金）
5	参加資格審査結果の通知 (技術提案書提出要請)	令和7年10月24日（金）までに通知
6	工事場所確認等受付及び技術提案仕様書に関する質問受付	令和7年10月27日（月）～11月5日（水）
7	工事場所確認及び参考資料の閲覧	令和7年10月28日（火）～10月31日（金）
8	技術提案仕様書に関する回答	令和7年11月19日（水）までに回答
9	技術提案書提出期限	令和7年12月26日（金）
10	技術ヒアリング	令和8年2月中旬予定
11	技術提案書審査結果の通知 (競争入札指名通知)	令和8年2月下旬予定
12	建設工事の入札	令和8年3月中旬予定
13	議会承認及び契約締結	令和8年3月下旬予定

## 第3章 応募者の参加資格要件及び指名審査

### 第1節 参加資格要件

#### 1) 応募者の参加資格要件

応募者(入札参加者)は、公告から契約締結までの期間中において、以下に掲げる要件をすべて備えていること。

##### (1) 許可区分

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく清掃施設工事または機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

##### (2) 経営事項審査

建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値通知書における清掃施設工事または機械器具設置工事の総合評定値が、1000 点以上の者であること。

##### (3) 施工実績

地方公共団体が発注した汚泥再生処理センターの建設工事(各省庁による交付金または補助金の交付対象となったもの)で、以下の①及び②の建設工事(①は新設工事、②は新設工事または基幹的設備改良工事等とする。また、①と②は同一工事ではなくても良い)を元請として行い、平成 27(2015)年度以降に竣工し、稼働開始に至った実績を有する者であること。

- ① 汚泥再生処理センターの建設工事で、処理能力が 85kL/日以上（下水道放流方式を除く）のもの。
- ② 汚泥再生処理センターの建設工事で、資源化方式として汚泥助燃剤化を採用しているもの。

##### (4) 配置予定技術者

汚泥再生処理センター建設工事（下水道放流方式を除く）の経験を有する監理技術者を本工事に専任で 1 名以上配置できること。（実施設計・機器製作期間と現場施工期間で監理技術者の分離は可能とし、実施設計・機器製作期間の監理技術者は非専任を可とする。）なお、配置する監理技術者については、以下の要件を全て満足していること。

- ① 清掃施設工事または機械器具設置工事について、建設業法第 7 条 2 号イまたはロまたはハに該当する者であること。
- ② 清掃施設工事または機械器具設置工事の監理技術者資格者証及び監理技術者修了証を有する者。
- ③ 応募者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。  
(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請書の提出期限より前に 3箇月以上の雇用期間を有することをいう)

##### (5) その他

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 本組合または組合構成市町村の指名業者名簿に登録されている者であるこ

と。

- ③ 会社更生法又は民事再生法に基づき、更正手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされていない者（競争入札参加資格再認定又は再生計画の認可決定を受けた者を除く。）であること。
- ④ 破産法に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でない者であること。
- ⑤ 不渡手形又は不渡小切手を発行し銀行当座取引停止を受ける等、経営状況が著しく不健全でない者であること。
- ⑥ 国、高知県、本組合及び組合構成市町村から指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑦ 仁淀川下流衛生事務組合の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（令和7年規則第1号）第2条の規定により準用する土佐市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年規則第12号）第4条第1号から第8号のいずれにも該当しないものであること。
- ⑧ その他建設業法等の法令、規則等に違反していない者であること。
- ⑨ 法人税、消費税、または地方消費税を滞納していない者であること。

## 第2節 応募に関する留意事項

### 1) 費用負担

応募から契約締結に必要な費用は、全て応募者の負担とする。

### 2) 予定価格

入札参加者決定後（入札指名時）に通知する。

### 3) 最低制限価格

設定する。（非公表）

### 4) 入札保証金及び契約保証金

本組合の契約規則による。

### 5) 著作権

公募要領に基づき、応募者が提出する書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本組合が応募者の承諾を得た場合には、公募要領に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

### 6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、原則として変更することができないものとし、返却しないものとする。また、提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、失格とする。

### 7) 公募要領の取扱い

本組合が提供する公募要領及びこの関係書類は、応募の目的以外で使用してはならない。また、応募の目的の範囲内であっても、本組合の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示してはならない。

### 8) 入札延期等

本組合が必要と認めたときは、入札を延期または中止することがある。このことで、応募者に不利益が生じても、本組合はその責を負わないものとする。

## 9) その他

- ① 公募要領に定めるもののほか、入札にあたって入札参加者に周知させる必要事項が生じた場合は、適宜、通知するものとする。
- ② 本組合が提示する資料及び回答書は、公募要領と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- ③ 以下のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - (ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - (イ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - (ウ) 著しく信義に反する行為をした場合
  - (エ) 関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
  - (オ) 規定する書類が提出期限内に提出されない場合
  - (カ) 技術提案書類の不備・不足が是正されない場合
  - (キ) その他、本組合契約規則、公募要領の規定に違反する事項が認められた場合

## 第3節 入札に関する手続き

### 1) 公募要領及び関係書類の構成

公募要領及び関係書類は、次の①から④により構成される。これらの書類は入札書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約当事者を拘束する条件となるものである。

- ① 公募要領
- ② 技術提案仕様書(技術提案時)
- ③ 様式集
- ④ 発注仕様書(入札時)

### 2) 公募要領等の配布等

公募要領等の配布を次のとおり行う。

#### (1) 配布日

令和7年10月1日（水）午前9時から令和7年10月8日（水）午後4時まで。  
ただし、土曜日及び日曜日を除く。

#### (2) 配布資料

①公募要領、②技術提案仕様書、③様式集

#### (3) 配布場所

本組合事務局にて①、②及び③の電子データを書き込んだCD-Rを配布する。

なお、①及び③は本組合構成市町村のホームページからのダウンロードも可能である。

### 3) 公募要領等に関する質問の受付

公募要領等の内容等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

#### (1) 受付期間

令和7年10月6日（月）午前9時から令和7年10月8日（水）午後4時までと

する。

(2) 質問方法

公募要領等に質問がある者は、様式 1-4〔様式集 Excel 形式参照〕の質問書に質問の内容を記入して本組合事務局に電子メールで送信し、電話にて到着確認すること。また、後日質問書の原本を郵送すること。なお、その他の方法による質問は受け付けない。

(3) 提出先

本組合事務局

4) 公募要領等の質問に対する回答

(1) 回答日

令和 7 年 10 月 14 日（火）

(2) 回答方法

質問に対する回答は、質問者に対して全ての応募者からの質問に対する回答を電子メールで送信することにより行う。

5) 入札参加表明書等の提出

入札参加表明書等を以下により受け付ける。

(1) 提出期間

令和 7 年 10 月 14 日（火）午前 9 時から令和 7 年 10 月 17 日（金）午後 4 時までとする。

(2) 提出場所

本組合事務局

(3) 提出方法

持参にて提出すること。

(4) 提出書類

提出書類は、下記①から④に掲げる書類とし、提出部数は 2 部(正 1 部、副 1 部)とする。

① 様式 1-1 公募型指名競争入札参加表明書〔様式集 Word 形式参照〕

② 様式 1-2 工事実施体制〔様式集 Word 形式参照〕

③ 様式 1-3 参加資格確認申請書〔様式集 Word 形式参照〕

④ 同上添付書類

■ 会社概要・業務経歴書

■ 登記簿謄本

■ 納税証明書（直前営業年度の法人税、消費税及び地方消費税並びに県税に関する納税証明書）（写し）

■ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、清掃施設工事または機械器具設置工事に係る特定建設業の許可書（写し）

■ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項の規定に基づく、清掃施設工事または機械器具設置工事に係る総合評定値

### 通知書（写し）

- 汚泥再生処理センター(第3章 第1節 1) (3)に示すもの)の施工実績〔様式1-3-1：様式集Word形式に基づき作成〕
  - a CORINS登録内容確認書（写し）
  - b 契約書の写し等（CORINS登録されていない場合）
- 配置予定技術者の経歴〔様式1-3-2：様式集Word形式参照〕
  - a 予定監理技術者と所属会社との雇用関係を明らかにする書類
  - b 予定監理技術者の法令による資格者証等（写し）
  - c 予定監理技術者の工事履歴を証明する書類  
(CORINS登録に係る竣工登録工事カルテ受領書及び登録内容確認書、または当該工事の発注機関等が発行した書類)

## 6) 参加資格の確認

本組合は、提出された入札参加表明書等をもとに、入札参加を表明した者が参加資格要件を満足しているかどうかの確認を行い、確認した結果をメール及び書面にて令和7年10月24日（金）までに通知する。

なお、参加資格要件を満足していることが確認された者であっても、工事契約締結までの間に、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、その時点で失格とする。

## 7) 参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明

- ① 入札参加資格が無いと認められた者は、本組合に対してその理由の説明を求めることができる。
- ② 理由の説明を求める場合は、書面（様式自由）より行うものとし、令和7年10月31日（金）午後4時までに、本組合事務局に提出すること。提出方法は、持参または郵送とし、郵送した場合は到着予定を電話にて連絡すること。説明を求めた者に対する回答は、令和7年11月7日（金）までに書面により行う。

## 8) 関係書類の閲覧及び現地確認に関する事項

建設工事関係書類の閲覧及び現地確認を希望する者は、様式2-1〔様式集Word形式参照〕により事前の申込みを行うとともに、様式2-2〔様式集Word形式参照〕の誓約書を提出すること。

### （1）申込の受付期間

令和7年10月27日（月）午前9時から午後4時までとする。

### （2）申込書類の提出先と提出方法

- ① 提出先  
本組合事務局
- ② 提出方法

#### ■ 様式2-1 関係書類閲覧及び現地確認申込書

必要事項を記入し、ファックスまたはメールで送信し、電話にて到着確認をすること。

#### ■ 様式2-2 関係書類閲覧及び現地確認に係る誓約書

必要事項を記入し、関係書類閲覧及び現地確認当日に持参し、本組合

に提出すること。

(3) 関係書類閲覧等の期間

令和 7 年 10 月 28 日（火）午前 9 時から令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 4 時 30 分までとする。

(4) 関係書類閲覧等にあたっての留意事項

- ① 関係書類の閲覧及び現地確認を行えるものは、認定者とする。
- ② 実施時には、認定者に所属していることを証明する身分証明書を実施場所において本組合担当者に提示すること。
- ③ 関係書類の閲覧等を行う時間は、1 社あたり、午前(9:00~12:00)または午後(13:30~16:30)を 1 単位とし、1 単位までとする。なお、希望日は、申込状況により調整を行う場合があるので、これに従うこと。
- ④ 閲覧に供する書類の貸し出しは行わない。カメラ、ビデオ等の記録媒体を使用する場合は、本組合担当者の了解を得ること。
- ⑤ 実施時において、技術提案仕様書に係る質問は受け付けない。

9) 技術提案書等の提出

参加資格要件を満足した者は、以下に従い技術提案書及び工事費見積書を提出すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 12 月 26 日（金）午後 4 時

(2) 提出場所

本組合事務局

(3) 提出方法

技術提案書等は持参にて提出すること。

(4) 技術提案書及び工事費見積書の作成

技術提案書は、以下に示す様式に従い作成するものとし、提案書類提出書〔様式 3：様式集 Word 形式参照〕を表紙として、提出部数は正 1 部（企業名がわかるもの）、副 10 部（参加資格確認結果通知書に記載されている指定の名称を記入すること）とする。また、紙製本（製本スタイルはチューブファイルとする）に合わせて電子データ（CD-ROM 2 式）も提出すること。

(5) 技術提案書等の構成

ア 技術提案書

技術提案書として提出する書類及び様式を以下に示す。

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| ① 設計仕様書       | [様式 4 : 様式集 Word 形式参照]   |
| ・ 総則          | [様式 4-1 : 様式集 Word 形式参照] |
| ・ 計画に関する基本的事項 | [様式 4-2 : 様式集 Word 形式参照] |
| ・ 機械設備仕様      | [様式 4-3 : 様式集 Word 形式参照] |
| ・ 配管設備仕様      | [様式 4-4 : 様式集 Word 形式参照] |
| ・ 電気・計装設備仕様   | [様式 4-5 : 様式集 Word 形式参照] |
| ・ 土木・建築工事仕様   | [様式 4-6 : 様式集 Word 形式参照] |

・付帯工事仕様	[様式 4-7 : 様式集 Word 形式参照]
・その他工事	[様式 4-8 : 様式集 Word 形式参照]
・各種リスト	
水槽リスト	[様式 4-9 : 様式集 Excel 形式参照]
機器リスト	[様式 4-10 : 様式集 Excel 形式参照]
主要機器メーカーリスト及びアフターサービス体制	
・解体・撤去工事仕様	[様式 4-11 : 様式集 Word 形式参照]
② 設計計算書	[様式 5 : 様式集 Word 形式参照]
・設計条件	[様式 5-1 : 様式集 Word 形式参照]
・水量収支及び汚泥量収支	[様式 5-2 : 様式集 Word 形式参照]
・工程別の水質及び除去率	[様式 5-3 : 様式集 Word 形式参照]
・各設備必要容量・能力・数量等計算書	[様式 5-4 : 様式集 Word 形式参照]
③ 図面	[様式 6 : 様式集 Word 形式参照]
・全体配置図、動線計画図	[様式任意]
・フローシート	[様式任意]
・水位高低図	[様式任意]
・主要機器配置図 (各階平面図、主要断面図等)	[様式任意]
・土木建築一般図 (各階平面図、断面図、立面図、各室面積及び仕上表、 水槽防食仕上表等)	[様式任意]
・受変電設備単線結線図	[様式任意]
・計装フローシート	[様式任意]
・システム系統図	[様式任意]
・工事工程表	[様式任意]
・鳥瞰図(A3 カラー)	[様式任意]
④ 技術審査用提案書	[様式 7 : 様式集 Word 形式参照]
・施設計画に関する事項	
・し尿等処理の信頼性、設備機器の保全性に関する事項	[様式 7-1-1～3 : 様式集 Word 形式参照]
・施設の長寿命化・強靭化に関する事項	[様式 7-2-1～3 : 様式集 Word 形式参照]
・環境への配慮に関する事項	[様式 7-3-1～2 : 様式集 Word 形式参照]
・維持管理費等に関する事項	[様式 7-4-1～3 : 様式集 Word 形式参照]
	[様式 7-5-1～2 : 様式集 Excel 形式参照]

・地域経済への貢献に関する事項

[様式 7-6-1：様式集 Word 形式参照]

技術提案書は、様式集に従い作成するものとし、用紙サイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4 版」縦置き横書き左綴じとする。また、提案書の本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。なお、図表等に用いる文字は、その限りではないが、判別可能な大きさとすること。

ウ 工事費見積書

技術提案書として提出する書類及び様式を以下に示す。

① 工事費見積書

[様式任意]

② 見積内訳書

・建設工事費見積内訳書

[様式 8-1：様式集 Excel 形式参照]

・造成工事費見積内訳書

[様式 8-2：様式集 Excel 形式参照]

10) 入札参加者の指名審査

技術提案書等は、仁淀川下流衛生事務組合衛生センター建設工事入札指名業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、基礎的事項、専門的事項及び工事価格について審査し、建設工事への適合性を有するものと認められる応募者を入札参加者として指名する。なお、指名業者数に上限は設けないものとし、参加資格要件を満足し、かつ本工事の技術力を有すると認められる者は、原則全業者を指名するものとする。

ここで、基礎的事項の審査は、応募者の提案内容について、建設工事への適合性を判断する上で最低限必要な事項について行うものであり、専門的事項の審査は、本組合が建設工事の内容を勘案して設定した専門的事項(特定テーマ)について行うものである。

(1) 審査項目及び評価の視点

提出された技術提案書は、基礎的事項と専門的事項のそれぞれについて審査項目を設け、審査項目ごとに評価の視点に基づき提案内容を定量的に評価する。

基礎的事項と専門的事項の審査項目及び評価の視点をそれぞれ表 1 及び表 2 に示す。

表 1 基礎的事項の審査項目と評価の視点

審査項目	評価の視点
1. 設計仕様書と技術提案仕様書の整合性に関する事項	提出された技術提案書の提案内容が技術提案仕様書を満たしているか、又は提案図書間に不整合がないかなどを評価する。
2. 設計計算書と技術提案仕様書の整合性に関する事項	
3. 図面類と技術提案仕様書の整合性に関する事項	
4. その他の書類と技術提案仕様書の整合性に関する事項	
5. 提案図書間の整合性に関する事項	

表2 専門的事項の審査項目と評価の視点

審査項目(中)	審査項目(小)	評価の視点
1. 施設計画に関する事項	1)施設配置計画、車両動線計画	1) 敷地形状(造成設計図)や現施設の稼働に配慮した建屋配置、車両動線の合理性、妥当性等
	2)設備機器配置計画、作業動線計画	2) 作業動線、維持管理スペース、機器の搬出入スペース合理性、妥当性等
	3)工事施工計画	3) 施工手順(敷地造成工事及び既設解体・撤去工事を含む)、工事期間中の安全衛生管理・し尿等処理計画・周辺環境保全対策及び交通安全対策の妥当性等
2. し尿等処理の信頼性、設備機器の保全性に関する事項	1)水処理の安定性、水質維持の妥当性	1) 処理対象物の量的・質的変動に対応した水処理の安定性及び処理水質維持の妥当性等 (現施設におけるこれまでのし尿等処理実績【技術提案仕様書 別添資料007. 参照】も勘案の上、検討する)
	2)資源化処理の安定性、容易性	2) 処理対象物の量的・質的変動に対した助燃剤化の安定性、設備の運転及び搬出作業性の容易性等
	3)設備機器の保全性	3) 故障の発見方法、部品交換・補修の容易性、アフターサービス体制等
3. 施設の長寿命化・強靭化に関する事項	1)施設の長寿命化への取組	1) 長寿命化のための具体的な対応策及びその妥当性等
	2)施設の強靭化への取組	2) 施設の強靭化(地震・水害・落雷・停電等)の具体的な対応策及びその妥当性等
4. 環境への配慮に関する事項	1)省エネ・省資源化への取組	1) 省エネ機器の採用、処理水再利用等の具体的な対応策及びその妥当性等
	2) 周辺環境との調和、景観への配慮	2) 立地環境に配慮した施設計画及び周辺環境との調和、景観への配慮(建屋、外構)等
	3) 騒音・振動・悪臭等の発生防止	3) 騒音・振動対策、水処理・汚泥処理及び助燃剤搬出時の臭気対策の妥当性等
5. 維持管理費に関する事項	1)維持管理費	1) 電力、薬品費等の費用
	2)点検補修費	2) 法定点検、定期点検、部品交換、補修費等の費用
6. 地域経済への貢献に関する事項	1)地域経済への貢献	1) 地元企業の活用など、地域の活性化に向けた対応の具体性、実現性

## (2) 審査方法

各審査項目について、客観的な視点から評価するため、審査項目ごとに提案内容の点数化を行い、それらを合計した総合評価点により建設工事への適合性を有する提案であるかどうかを判定する。なお、審査項目の点数化にあたっては、技術提案書等を提出した応募者に対する技術ヒアリングを実施し、提案内容及び取り組み姿勢の確認等を行う。

審査項目ごとの配点は表3に示すとおりであり、審査委員会において、表4-1～4の評価基準を適用して点数化を行う。なお、点数は、小数点以下3位を四捨五入した値とする。

各審査項目の配点は、表3に示すとおり評価点が満点の場合で100点となるように配点している。総合評価点が60点以上を獲得した技術提案を建設工事への適合性を有する提案と判定し、60点以上の技術提案書等を提出した応募者を入札参加者として指名する。なお、各審査項目の評価点に0点が1つでも認められる場合は、総合評価点の点数にかかわらず、建設工事への適合性が低い提案と判定し、当該提案の応募者は非指名とする。

表3 審査項目とその配点

審査項目(大)	審査項目(中)	審査項目(小)	配点
基礎的事項	1. 設計仕様書と技術提案仕様書の整合性に関する事項		1
	2. 設計計算書と技術提案仕様書の整合性に関する事項		1
	3. 図面類と技術提案仕様書の整合性に関する事項		1
	4. その他の書類と技術提案仕様書の整合性に関する事項		1
	5. 提案図書間の整合性に関する事項		1
	小計		5
専門的事項 (特定テーマ)	1. 施設計画に関する事項	1) 施設配置計画、車両動線計画	6
		2) 設備機器配置計画、作業動線計画	5
		3) 工事施工計画	6
	2. し尿等処理の信頼性、設備機器の保全性	1) 水処理の安定性、水質維持の妥当性	6
		2) 資源化の安定性、容易性	6
		3) 設備機器の保全性	5
	3. 施設の長寿命化・強靭化に関する事項	1) 施設の長寿命化への取組	4
		2) 施設の強靭化への取組	4
	4. 環境への配慮に関する事項	1) 省エネ・省資源化への取組	3
		2) 周辺環境との調和、景観への配慮	3
		3) 騒音・振動・悪臭等の発生防止	6
	5. 維持管理費等に関する事項	1) 維持管理費	3
		2) 点検補修費	3
	6. 地域経済への貢献に関する事項	1) 地域経済への貢献	5
小計			65
技術提案書の配点計			70
工事価格	工事費見積価格の配点		30
配点合計			100

表 4-1 審査項目の採点基準（基礎的事項）

評価段階	評価基準	点数化方法
A	・当該審査項目において、技術提案仕様書を全て満足している。	配点×1.00
B	・当該審査項目において、技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が5か所未満となっており、改善の機会での修正が確認できる。	配点×0.75
C	・当該審査項目において、技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が5か所以上10か所未満となっており、改善の機会での修正が確認できる。	配点×0.50
D	・当該審査項目において、技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が5か所以上10か所以上認められるが、改善の機会での修正が確認できる。	配点×0.25
E	・当該審査項目において、技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が認められるものの、改善の機会での修正が確認できない。	配点×0

表 4-2 審査項目の採点基準（専門的事項 1～4, 6）

評価段階	評価基準	点数化方法
A	・当該評価項目において、技術提案仕様書を的確に理解し具体的・現実的な優れた提案で、大きな効果が期待でき、応募者の中で最も優れている。	配点×1.00
B	・当該評価項目において、技術提案仕様書を的確に理解し具体的・現実的な提案が記載され、効果が期待できる。	配点×0.75
C	・当該評価項目において、技術提案仕様書に対し優れた点が認められ、一定の効果が期待できる。	配点×0.50
D	・当該評価項目において、技術提案仕様書に対し優れた点が認められるが、効果はあまり期待できない。	配点×0.25
E	・当該評価項目において、技術提案仕様書を理解した提案であり、効果が期待できない。	配点×0

表 4-3 審査項目の採点基準（専門的事項 5）

審査項目	点数化方法
維持管理費（1年間）	配点（5点）×（最低見積金額 ÷ 各応募者の見積金額）
点検補修費（15年間）	配点（5点）×（最低見積金額 ÷ 各応募者の見積金額）

表 4-4 審査項目の採点基準（工事価格）

審査項目	点数化方法
工事価格	配点（30点）×（最低見積金額 ÷ 各応募者の見積金額）

## 1.1) 入札

本組合は、審査委員会において入札参加者として指名された者に対して、技術提案仕様書及び技術提案書の審査結果をもとに、本組合が作成する「仁淀川下流衛生事務組合衛生センター建設工事発注仕様書」（以下「発注仕様書」という。）の電子データ(CD-ROM)を提供し、工事価格の入札を実施する。

### (1) 入札書類

- ① 入札書 [様式 9-1 : 様式集 Word 形式参照]
- ② 工事費内訳書
  - ・建設工事費内訳書 [様式 8-1 を用いて作成]
  - ・造成工事費内訳書 [様式 8-2 を用いて作成]

### (2) 入札執行日及び場所

公募型指名競争入札の入札執行日及び場所は、入札執行通知書をもって通知する。なお、入札を辞退する場合は、入札辞退届〔様式 9-2 様式集 Word 形式参照〕を提出すること。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないものとする。

### (3) 発注仕様書に関する質問の受付

発注仕様書等の内容に関する質問を以下のとおり受け付ける。

#### ① 受付期間（予定）

令和 8 年 3 月 2 日（月）午前 9 時から令和 8 年 3 月 4 日（水）午後 4 時までとする。

#### ② 質問方法

発注仕様書等に質問がある者は、〔様式 9-3 : 様式集 Excel 形式参照〕の質問書に質問の内容を記入して本組合事務局に電子メールで送信し、電話にて到着確認をすること。また、後日質問書の原本を郵送すること。なお、その他の方法による質問は受け付けない。

#### ③ 提出先

本組合事務局

### (4) 発注仕様書の質問に対する回答

#### ① 回答日（予定）

令和 8 年 3 月 9 日（月）

#### ② 回答方法

質問に対する回答は、入札参加者として指名された者に対して、全ての入札参加者からの質問に対する回答を電子メールで送信することにより行う。

### (5) 入札方法

- ① 入札参加者は、本組合の工事契約に関する諸規定をまもり、契約条項を承認のうえ入札すること。
- ② 入札書及び工事費内訳書は封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、工事名、宛先及び入札者名を記入すること。
- ③ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に

相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるが免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ④ 入札の執行回数は1回とする。
- ⑤ 入札に参加する者または入札の結果、有効な入札した者が1者であっても、入札は有効とする。

#### (6) 入札心得

- ① 公募型指名競争入札の取り扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、仁淀川下流衛生事務組合の財務に関する規定について土佐市の財務に関する規定を準用する規則（平成19年規則第7号）第1条の規定により準用する土佐市財務規則（昭和62年規則6号。以下規則という。）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。
- ② 入札ができる者は、当該工事等の入札参加者として指名された者又はその代理人とする。
- ③ 入札参加者は、入札執行前に見積もった契約希望金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第73条の規定により免除された場合は、この限りでない。
- ④ 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、仕様書、設計書、図面、その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、様式9-1による入札書を用いて入札しなければならない。
- ⑤ 入札者は、指定の日時に指定の場所へ出頭しなければ、入札に参加することができない。
- ⑥ 入札者が代理人であるときは、様式9-4による委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ投かんすることができない。
- ⑦ 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機していなければならぬ。無断で指定する場所を離れ、入札時間に入札しない者は、辞退したものとして取り扱うものとする。
- ⑧ 入札執行中は、入札者間の私語及び放言を禁ずる。指示に従わないとときは、投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。
- ⑨ 入札時間を過ぎても指示に従わず故意に投かんしないときは、入札の辞退をしたものとして取り扱うものとする。
- ⑩ 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ⑪ 下記のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、又は取りやめ、若しくは当該入札者を入札に参加させないことがある。
  - ・天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
  - ・入札者が談合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

- ⑫ 下記のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ・入札に参加する資格を有しない者のした入札
  - ・委任状を持参しない代理人のした入札
  - ・入札書の金額を訂正した入札又は金額無記入の入札
  - ・入札書の氏名その他重要な文字及び証印が誤脱し、その意思表示が不明りようである入札
  - ・明らかに談合によると認められる入札
  - ・同一事項の入札について他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - ・所定の入札箱に投かんしなかった入札
  - ・その他入札に関する諸条件に違反した入札
- ⑬ 落札者の決定方法は下記による。
- ・予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
  - ・上記の場合において、落札となる入札があったときは、工事名、入札書記載金額に100分の10を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。
  - ・落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- ⑭ 入札不落の場合は、最低価格者（失格者及び辞退者を除く。）から順次に随意契約の折衝を行うことがある。
- ⑮ 落札者は、契約締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第88条の規定により免除又は契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りでない。
- ⑯ 契約の確定は、契約書に当事者が記名押印したときに確定する。ただし、本工事の契約については、いったん特則条件付きの契約書に契約当事者が記名押印して仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和57年条例第3号）の定めるところにより、本組合議会の議決を受けた後に、落札者等に効力発生通知を行うことにより確定する。
- ⑰ 入札者は、入札後この心得又はあらかじめ示された入札条件、仕様書、設計書、図面、契約書、現場条件等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ⑱ 落札者は、落札決定後速やかに課税事業者届出書又は免税事業者届出書を作成し、提出しなければならない。

## 12) その他

- (1) 本組合が提示する資料及び回答書は、公募要領及びその関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (2) 以下のいずれかに該当する場合は失格とする。
- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合

- ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③ 著しく信義に反する行為をした場合
- ④ 関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- ⑤ 規定する書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- ⑥ 入札金額が最低制限価格を下回った場合
- ⑦ 工事費内訳書を提出していない場合（工事費内訳書と入札書記載の工事名が異なる、工事費内訳書記載の合計金額と入札金額が一致しない等により、当該入札案件のものと特定できない場合（軽微な誤りである場合は除く。）を含む。）
- ⑧ その他、本組合契約規則、応募要領及び関係書類の規定に違反する事項が認められた場合

## 第4章 建設工事の条件等

### 第1節 工事提案に関する条件

#### 1) 本組合が支払う建設工事費

##### (1) 建設費の考え方

本組合は、契約に基づき工事請負業者が行う設計及び建設工事に係る費用として、落札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を支払う。

##### (2) 技術提案にあたっての留意事項

入札参加者は、建設費について「循環型社会形成推進交付金」の交付対象内外に区分するものとし、様式8-1及び8-2の工事費内訳書記載要領に従い工事費内訳書を作成して提出すること。

#### 2) 設計・建設に係る提案条件

入札参加者は、以下の提案条件に基づき提案を行うものとする。

(1) 処理対象物は、し尿、浄化槽汚泥及び有機性廃棄物とする。

(2) 技術提案事項について、引渡し後も設計及び施工の契約不適合責任を負うものとする。

### 第2節 予測されるリスクの責任分担

#### 1) リスク管理の基本方針

計画施設の設計・建設に係る責任は、原則として請負者が負う。ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途請負者と協議の上、本組合が責任を負う。

#### 2) リスク分担

予想されるリスク及び本組合と請負者との責任分担は、原則として別紙「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、工事契約で定める。

### 第3節 第三者賠償保険への加入

建設工事の請負者は、建設工事保険または組立保険（または類似の機能を有する共済等を含む）及び請負者賠償責任保険（または類似の機能を有する共済等を含む）に加入すること。

### 第4節 工事再委託の禁止

建設工事の請負者は、工事の全部もしくは一部を外部に委託し、または請負わせてはならない。ただし、請負者があらかじめ、書面により工事の一部について外部に委託し、または請負わせることについて、本組合の承諾を得た場合はこの限りでない。

## 第5章 提出書類の審査と入札参加者の決定

### 第1節 入札指名業者審査委員会の設置

本組合が計画している汚泥再生処理センター建設工事について、公募型指名競争入札方式による入札を実施するにあたり、中立かつ公平、公正な審査により入札参加者の指名を行うことを目的として、仁淀川下流衛生事務組合衛生センター建設工事入札指名業者審査委員会を設置する。なお、当該審査委員会は非公開とする。

### 第2節 審査及び入札参加者の指名

#### 1) 提出書類の審査

委員会は、応募者から提出された技術提案について、審査基準に基づいて審査を行い、建設工事への適合性を有するものと認められる技術提案書の提出者を入札参加者として指名する。

#### 2) 落札者の決定

本組合は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格を上回る入札金額のうち、最も低い金額の入札参加者を落札者として決定する。

なお、入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）に、落札者として選定されなかった理由の説明を書面（様式任意）により求めることができる。

## 第6章 契約の締結

建設工事の落札者との契約は、本組合建設工事請負契約書に基づき締結する。なお、契約時においては、工事期間中の本組合と請負者との役割や責任分担を別紙のリスク分担表を基本として明確化する。

## 第7章 事務局

応募者の募集及び入札参加者の選定等に係る事務局は次のとおりであり、公募要領において本組合事務局とあるのは、全てこれに該当する。

仁淀川下流衛生事務組合 総務係

〒781-1101 高知県土佐市高岡町甲 1460 番地 1

TEL 088-852-0783

FAX 088-852-0797

E-mail [componiyodo-somu@tea.ocn.ne.jp](mailto:componiyodo-somu@tea.ocn.ne.jp)

リスク分担表

段階	リスク	リスクの内容	リスクの責任負担者	
			本組合	請負者
共通	法令変更リスク (税制度含む)	1 建設工事に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○	
		2 上記以外の法制度の新設・変更に関するもの		○
	住民対応リスク	3 建設に対する住民運動等に関するもの	○	○
	工事の中止・遅延に関するリスク	4 本組合の指示等によるもの	○	
		5 本組合の債務不履行によるもの	○	
		6 請負者が行う設計・建設に必要な許認可などの遅延によるもの		○
		7 請負者の責による工事の中止及び請負者の責任放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力のリスク	8 天災・暴動等による変更・中止等が生じるリスク	○	△
	入札説明書等変更リスク	9 公募要領書、発注仕様書、その他本組合が提示した図書等の内容変更・不備など	○	
設計・建設	設計・施工に関するリスク	10 本組合の責任による事業内容の変更に起因する要求性能の変更	○	
		11 請負者の責による要求性能の未達		○
	第三者賠償リスク	12 設計・建設において第三者に与えた損害		○
	事故発生のリスク	13 建設時の事故発生		○
	環境保全リスク	14 建設に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合		○
		15 稼働に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合	○	△
施設の引渡し	運転指導リスク	16 運転指導の不備により、本組合が適正な運転を行えない		○
	施設の性能確保のリスク	17 施設の引渡し時における要求性能確保に関するもの		○

注) ○:主負担、△:一部負担